

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大網白里市は、東京都心から 50～60km 圏に位置し、九十九里平野のほぼ中央にあり、西は緑豊かな丘陵部、中央は広大な田園部、東は白砂青松の海岸部という豊かな自然を持つ風土を有している。昭和 29 年の合併により誕生した大網白里町は、豊かな海や自然を背景とした、第 1 次産業を中心とする地域でしたが、高度経済成長期に入り、東京都心部からの郊外型ベッドタウンとして注目され、昭和 50 年代からは、宅地開発が進み、さらに交通アクセスの向上により人口が増加し、平成 25 年 1 月 1 日に市制施行された。

本市の総人口は 48,554 人（令和 4 年 4 月 1 日現在）。うち年少（0～14 歳）人口 4,979 人（10.3%）、生産年齢（15～64 歳）人口 27,361 人（56.4%）、高齢者（65 歳以上）人口 16,214 人（33.3%）となっており、平成 22 年には 5 万人を超えたが、近年では横ばいから減少に転じている。

また、人口全体に占める年少人口の比率は低下し、老年人口比率は上昇しており、年齢構成上で少子高齢化の傾向が強まっている。

産業別従業者数は、第 1 次産業が大きく減少している一方で、第 3 次産業が増加傾向で推移している。

このような状況下において、中小企業を取り巻く経営環境は、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化による消費や受注の低迷、労働コストの上昇、原材料費の高騰、さらには後継者問題など厳しい状況に置かれている。

今後、さらに加速することが想定される少子高齢化や人口減少による労働力不足などの課題のほか、働き方改革等による労働環境の変化に対応するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、中小企業の労働生産性の向上を図ることが課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 6 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本市全域とする。

### (2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種・全事業とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内産業への経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税を滞納している者は、対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定された中小企業者は、市が必要とした際には計画の進捗状況についての調査を実施する場合がある。